

議案第42号

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和3年12月6日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 固定資産評価審査委員会条例(昭和26年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「署名押印」を「署名」に改める。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同条第8項中「署名押印」を「署名」に改める。

第9条第2項及び第10条第2項中「署名押印」を「署名」に改める。

(基山町火入れに関する条例の一部改正)

第2条 基山町火入れに関する条例(昭和60年条例第8号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

押印の見直しを行うことにより、行政手続の簡素化及び町民の利便性の向上を図るため、押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定する必要がある。

令和3年12月16日原案可決